

(参考資料 1)

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の
考え方」案に対して寄せられた御意見等

(御意見等提出順)

差出人: 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物
送信日時: 2004年3月9日火曜日 13:44
宛先: 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物
件名: WWW response

2004/03/09,13:43

Subject=「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価
の考え方」(案)について
01-Name=有限会社HOC

09-Opinion=光技術による分光・分析に関わる研究開発をしている者です。
遺伝子組換え飼料等の安全性評価については分析、解析からの
視点で見ると興味深く思います。科学的根拠に添った考え方を
したいのと同時に分析・解析もお手伝いしたく存じます。

2004年3月31日

内閣府食品安全委員会 御中

生活協同組合東京マイコープ

理事長 増田 レア

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全添加物の安全性評価の考え方」(案)についての意見

東京マイコープは、04年1月6日に「遺伝子組換え(種子植物)の安全性評価基準」(案)について意見を提出させていただきました。その中で既に述べましたが、遺伝子組換え食品に対してはその安全性を強く懸念しており、『遺伝子組換え技術で生産された作物およびそれを原料として使用された食品は原則として取扱わない』との基本方針から家畜の飼料等についても非遺伝子組換え飼料を使うことを基本にしています。今回の提案についても同様な考え方から、以下意見を述べさせていただきます。

- ① 3. (1) (a)に『挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質が肉、乳、卵等の畜産物に移行するという事は報告されていない』との根拠から安全性に問題がないとしていますが、私たち消費者に納得のいく科学的根拠が示されておらず不安が残ります。
また、同項の害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性、抗生物質耐性などの形質が付与されているものについても同様の根拠から『新たな問題は生じない』としていますが、抗生物質耐性についてミツバチの腸内細菌への移行が報道されており(英国オブザーバー紙)、遺伝子組み換え飼料を食べた家畜への移行も否定できず、抗生物質の効かない病原菌の人体への影響についても不安です。従って、有害物質の産生や畜産物中への移行や変換・蓄積の『可能性が考えにくい』という表現では説明不足であると思います。予防原則の立場から『その可能性がない』とされるまで『安全である』という評価は保留し、臨床実験などにより、より確実な安全性評価をお願いします。
- ② (3) 組み換え DNA 技術の進捗に伴う安全性評価の見直しについては、消費者としても必要性は認めますが、見直しを行う場合は消費者の視点に立つことを基本にし、慎重に進めるよう要望いたします。

差出人: 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物
送信日時: 2004年3月31日水曜日 16:16
宛先: 遺伝子組換え飼料及び飼料添加物
件名: WWW response

2004/03/31,16:16

Subject=「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価
の考え方」(案)について
01-Name=遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン

09-Opinion= 食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会
遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方(起草委員案)について

3月4日、貴食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会は、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方(起草委員案)について」、承認を前提にパブリック・コメントを求めました。これについて異議があり、見直しを求めます。

遺伝子組み換え飼料及び飼料添加物に関して、食品として承認されたものも含めて、すべてのケースで動物実験を含む評価を求めます。

これまで遺伝子組み換え作物が、食品や飼料に用いられる際のリスクで、考えられ得るもっとも大きな問題は、導入した遺伝子が予測できなかった未知の毒性をもたらすなど、想像できなかった問題が起きることです。

しかもモンサント社の除草剤耐性大豆が、安全性審査後に、DNA断片が見つかるなど、さまざまな問題点が明らかになりました。これは、この技術がまだ未熟であることを意味します。

英国ロウエット研究所が行った動物実験で、遺伝子組み換えポテトを食したラットに異常が起きるなど、いくつかの予測不能のリスクを示唆する実験例があります。

以上のことから、遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価は、予測可能な毒性の評価だけでなく、予測できない未知の毒性の評価が必要です。

この「考え方」では、「新たに付け加わる可能性のあるリスクについて評価」することを基本としています。これでは予測できない未知の毒性を評価できません。そのため、ひとつひとつの飼料及び飼料添加物で、動物実験などでの評価が必要です。

またいったん食品として安全性評価を終了したものに関しては、「安全上の問題はない」という考え方は、食品と飼料のもつ基本的な違いを無視しているとしかいいようがありません。家畜は作物をそのまま、大量に飼料として摂取するため、その影響ははかり知れず大きいからです。

手続きを簡略化せず、すべてのケースで動物実験を含む評価を求めます。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」(案)についての
意見

宛先： 内閣府食品安全委員会事務局評価課内
内閣府食品安全委員会事務局評価課意見募集ご担当御中

会社名： デュボン株式会社 農業製品事業部

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」(案)について、以
下の意見を提出致しますので、ご検討下さいますようお願い致します。

記

遺伝子組換え飼料及び飼料添加物のリスク評価の基本的考え方は、科学的で、
国際的にも整合性が取れており、これを支持致します。

安全性評価方法に関する案の1(b)に、「なお、食品としての可食部以外の部分
についても、家畜が摂取することを十分考慮し、必要な場合には、資料を求め
るものとする。」とありますが、食品としての安全性評価が終了した遺伝子組
換え食品については、当該タンパク質の安全性評価は終了していることから、
仮に食品としての可食部以外を家畜が摂取したとしても、家畜由来の畜産物に
ついて安全性上の問題はないと考えられます。また、食品としての可食部以外
の部分の家畜が摂取した場合の家畜への安全性については、農林水産省の「組
換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性審査基準」に従って、審査・承
認が行なわれております。資料を求めることが必要となるのは、どのような場
合を想定されているのか、ご説明をお願い致します。

以上